



今回は、厚生労働省が発表しました「令和4年度の労働基準監督署調査の結果」及び「個別労使紛争解決制度の実施状況」のについて共有させていただきます。

## 令和4年度の長時間労働に関する監督指導 実施事業場の約81%が労働基準関係法令違反

社労士法人ミナジ

厚生労働省は、令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。令和4年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

### ●令和4年度の監督指導実施状況のポイント

令和4年4月から令和5年3月までに、33,218事業場に対し監督指導を実施し、26,968事業場（81.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。

- <主な法違反>・違法な時間外労働があったもの→14,147事業場（42.6%）
- ・賃金不払残業があったもの→3,006事業場（9.0%）
  - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→8,852事業場（26.6%）

### ●主な監督指導事例／倉庫業に対して行われた監督指導の事例

倉庫業の事業場（労働者約100人）で勤務する労働者からの、長時間労働の実態があるという情報に基づき、立入調査を実施。

1. 倉庫内で商品の仕分けを行う労働者11人について、業務量に比して人員体制が不十分であったことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：月79時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、最長で1か月当たり201時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

……**労働基準法32条違反及び36条6項違反で是正勧告**

2. また、常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な負担を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。……**労働安全衛生法66条の10違反で是正勧告**

★上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、月80時間を超えるような時間外・休日労働が常態化している場合、過労死等のリスクが高くなり、労働基準法に規定されている時間外労働の上限規制に抵触するおそれもあります。また、労働安全衛生法で常時50人以上の労働者を使用している事業場に義務付けられているストレスチェックについても、実施を怠っていると指導・勧告の対象となります。企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールは多々あります。違反がないか、定期的にチェックしておく必要があるでしょう。不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。

# 厚生労働省から、令和4年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

●総合労働相談件数は、124万8,368件で、15年連続で100万件を超え、高止まり

●民事上の個別労働紛争における相談、助言・指導の申出、あっせんの申請の全項目で、「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多（下記は、各項目の「いじめ・嫌がらせ」の件数）

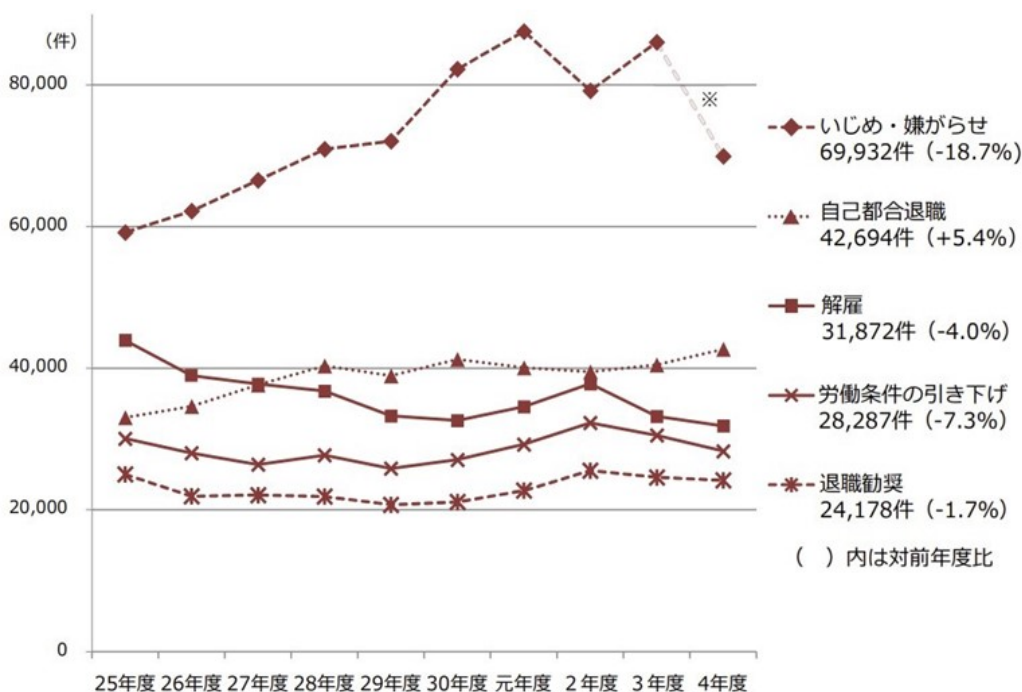
○民事上の個別労働紛争の相談件数では、69,932件（前年度比18.7%減）〔11年連続最多〕

……下記の【図】参照

○助言・指導の申出では、1,005件（同40.5%減）〔10年連続最多〕

○あっせんの申請では、866件（同26.1%減）〔9年連続最多〕

図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

★個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況を見ると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

[引用：厚生労働省「令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します \[PDF\]](#)

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[TEL] 050-5490-1329 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>